

平成 25 年度 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

平成 25 年度 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価については、平成 25 年 3 月 27 日に実施した平成 24 年度第 2 回飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会にて「承認」された事項であるが、国の「地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価実施細目」の変更に伴い、評価手法等が変更になったことから、「中部運輸局における平成 25 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（第 2 回）の実施方針」(H25.12.2) が定められた。

これにより、前回提出とは異なる「評価対象期間」となったため、変更点を含めて再度報告する。

